ヘ　ニの専任教員のうち一人は社会福祉の原理と政策、高齢者福祉、障害者福祉、児童・家庭福祉又は貧困に対する支援を、一人はソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）又はソーシャルワーク演習（専門）を、一人はソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習を教授できる者であること。

ト　前条第一号トからソまでに該当するものであること。

二　通信課程に係る基準

イ　（略）

ロ　前条第一号トからリまで、ワからヨまで、レ及びソ並びに同条第二号ロからヌまでに該当するものであること。

別表第一（第三条、第四条関係）

科目	時間数	
	社会福祉士一般養成学校	社会福祉士短期養成学校
医学概論	三〇	
心理学と心理的支援	三〇	
社会学と社会システム	三〇	
社会福祉の原理と政策	六〇	六〇
社会保障	六〇	
権利擁護を支える法制度	三〇	
地域福祉と包括的支援体制	六〇	六〇
高齢者福祉	三〇	
障害者福祉	三〇	
児童・家庭福祉	三〇	
貧困に対する支援	三〇	
保健医療と福祉	三〇	
刑事司法と福祉	三〇	
ソーシャルワークの基盤と専門職	三〇	
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	六〇	六〇
ソーシャルワークの理論と方法	六〇	六〇
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	六〇	
社会福祉調査の基礎	三〇	
福祉サービスの組織と経営	三〇	
ソーシャルワーク演習	三〇	
ソーシャルワーク演習（専門）	一二〇	一二〇

ヘ　ニの専任教員のうち一人は現代社会と福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度又は低所得者に対する支援と生活保護制度を、一人は相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法又は相談援助演習を、一人は相談援助実習又は相談援助実習指導を教授できる者であること。

ト　前条第一号トからレまでに該当するものであること。

二　通信課程に係る基準

イ　（略）

ロ　前条第一号ト、チ、ヲからカまで、タ及びレ並びに同条第二号ロからヌまでに該当するものであること。

別表第一（第三条、第四条関係）

科目	時間数	
	社会福祉士一般養成学校	社会福祉士短期養成学校
人体の構造と機能及び疾病	三〇	
心理学理論と心理的支援	三〇	
社会理論と社会システム	三〇	
現代社会と福祉	六〇	六〇
社会調査の基礎	三〇	
相談援助の基盤と専門職	六〇	
相談援助の理論と方法	一二〇	一二〇
地域福祉の理論と方法	六〇	六〇
福祉行財政と福祉計画	三〇	
福祉サービスの組織と経営	三〇	
社会保障	六〇	
高齢者に対する支援と介護保険制度	六〇	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	三〇	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	三〇	
低所得者に対する支援と生活保護制度	三〇	
保健医療サービス	三〇	
就労支援サービス	一五	
権利擁護と成年後見制度	三〇	
更生保護制度	一五	
相談援助演習	一五〇	一五〇
相談援助実習指導	九〇	九〇